

事 務 連 絡
令和2年9月24日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

旅行者向けの感染防止対策の一層の周知強化について（協力依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、10月1日(木)より、東京都発着の旅行についても、「GO TO トラベル事業」の支援対象とすることが公表されましたが、感染防止と観光振興を両立させながら「GO TO トラベル事業」を安定的に実施していくためには、「旅行者の感染防止の意識向上」に対して最大限の努力を継続することが必要であり、その実施には、交通事業者をはじめとする観光関係事業者のご協力が不可欠であります。

今般、国土交通省自動車局より、旅行者に対する感染防止対策の周知強化につきまして、会員事業者への協力依頼がありましたので、各都道府県バス協会におかれましては、バス車内、バスターミナル、その他旅行者が利用する施設等において、下記の資料を活用し、旅行者に対して感染防止対策を周知していただくよう会員事業者へご連絡をお願いいたします。

記

(資料)「新しい旅のエチケット」(6/19公表)

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001355176.pdf>

「新しい旅のエチケット」「新しい旅のルール」の動画(9/10公表)

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>

以上

事 務 連 絡
令和2年9月24日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

旅行者向けの感染防止対策の一層の周知強化について（協力依頼）

旅行者向けの感染防止のガイドラインである「新しい旅のエチケット」については、6月19日の都道府県を跨いだ移動解禁時から、「旅行連絡会」に参画いただいている貴協会より、傘下事業者を通じて、旅行者に周知いただいているところです。

その後、7月22日に「Go To トラベル事業」がスタートし、東京都の感染状況などから、東京都を目的地とした旅行と東京都に居住する方の旅行について、当面の間、本事業の対象外とされておりましたが、9月15日の国土交通大臣の会見にて、10月1日（木）より開始する東京都発着の旅行について、改めて本事業の支援対象とする旨を公表しました。

しかしながら、感染防止と観光振興を両立させながら Go To トラベル事業を安定的に実施していくためには、「旅行者の感染防止の意識向上」に対して最大限の努力を継続することが必要であり、その実施には、交通事業者をはじめとする観光関係事業者のご協力が不可欠であります。

つきましては、下記のとおり、旅行者に対する感染防止対策の周知強化につきまして、傘下事業者の皆様にご協力いただくよう、お願い申し上げます。

記

バス・タクシーの車内、バスターミナル、レンタカーの営業所等の旅行者が利用する施設等において、以下の資料を活用して、旅行者に対して感染防止対策を周知徹底すること。

（資料） 「新しい旅のエチケット」 （6／19公表）

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001355176.pdf>

「新しい旅のエチケット」 「新しい旅のルール」の動画（9／10公表）

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>